

公印省略

3ス振第755号
令和3年9月10日

各 位

福岡県人づくり・県民生活部長
(スポーツ局スポーツ振興課)

緊急事態措置の延長について

平素から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県では、政府対策本部の決定を受け、緊急事態措置として、8月20日から9月12日まで、不要不急の外出自粛や飲食店における営業時間短縮・酒類提供自粛などを要請しているところです。

そのおかげもあり、新規陽性者数や病床使用率は減少傾向にありますが、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が第4波のピーク時を上回っていることや県内全ての地域でステージⅣ相当にとどまっていること、9月12日までの措置期限までに、新規陽性者数や病床使用率がステージⅢ相当に改善することが見込まれないこと、国の分科会が示すステージ判断指標を見ても、7つの指標のうち5つがステージⅣ相当に該当しているといった状況にあります。

このような本県の感染状況等について、国と密に情報共有し、協議を続けてきたところ、政府対策本部は本県の緊急事態措置を実施すべき期間を9月30日まで延長することを決定しました。

引き続き、県民の皆様には生活や健康の維持に必要な場合を除く不要不急の外出の自粛等、県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対しては休業要請を、それ以外の飲食店等に対しては営業時間の短縮等を要請します。集客施設に対しては、営業時間短縮や百貨店の地下食料品売り場等において、入場者が繁忙期の半数以下となるような入場整理等の実施等を要請します。

引き続き御不便と御苦勞をおかけしますが、御協力をお願いします。

○別添資料 「緊急事態措置の延長について」

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 直通：092-643-3342 人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課 担当：篠崎、野中 直通：092-643-3515
